
福祉事業者総合賠償責任保険 のご案内

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

1. 福祉事業者総合賠償責任保険とは	P. 3
2. 保険金をお支払いする主な場合	P. 4~6
3. お支払いする保険金	P. 7
4. お支払いする保険金の支払限度額・免責金額	P. 8
5. 保険金をお支払いしない主な場合	P. 9~12
6. ご契約の方法	P. 13
7. 保険料例	P. 14
8. ご注意いただきたいこと	P. 15~17

1. 福祉事業者総合賠償責任保険とは

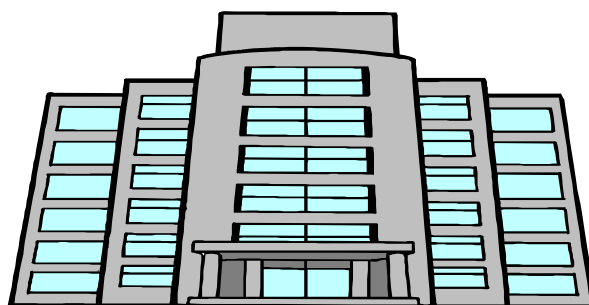
この保険は、福祉事業者の皆様が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合等の賠償リスクを総合的にカバーする福祉事業者様向けの賠償責任保険です。

福祉事業者の皆様を取り巻く賠償リスクには

- 施設・業務遂行に関するリスク
- 生産物・仕事の結果に関するリスク
- 受託財物に関するリスク
- 支援事業に関するリスク

が挙げられます。

この保険は、これらのリスクをカバーするとともに、これまで各種賠償責任保険のカバーの隙間となっていた特殊なリスク（人格権侵害等）についても補償いたします。



2. 保険金をお支払いする主な場合 ①

この保険では、以下の対象事故により他人の生命もしくは身体を害し、または他人の財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、福祉事業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償種類	対象事故	事故例
施設損害補償	福祉事業者が所有、使用もしくは管理する保険対象施設の構造上の欠陥や管理の不備によって発生した偶然な事故	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の欠陥により利用者が転落しケガをした。 ・ 看板の留具が腐食していたために看板が落下し通行人がケガをした。 ・ 施設で火災が発生し、非常口の不備で利用者に死傷者が出てしまった。
業務遂行損害補償	福祉事業者またはその従業員等の保険対象業務活動での不注意によって発生した偶然な事故	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴サービス提供時に気づかずに熱湯をかけて火傷を負わせてしまった。 ・ ヘルパーが老人を車椅子からベットに移動中、バランスを崩して共に転倒し、老人にケガをさせた。
生産物損害補償	福祉事業者の占有を離れた福祉事業者が保険対象業務として製造・販売・提供した財物により発生した偶然な事故	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設で提供した食事により施設利用者が食中毒になった。 ・ 販売した介護用品の欠陥で利用者がケガをした。
仕事の結果損害補償	福祉事業者が保険対象業務を行った結果により発生した偶然な事故	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設で利用者の衣類を洗濯したところ、漂白剤が強く衣類に残っていたため、利用者の肌に炎症が起きた。

2. 保険金をお支払いする主な場合 ②

この保険では、以下の対象事故により、福祉事業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償種類	対象事故	事故例
受託財物損害補償	福祉事業者が保険対象施設内で保管する他人の財物または保険対象業務を遂行するにあたり現実に福祉事業者の管理下にある他人の財物を、滅失、破損もしくは汚損したことまたは紛失または盗取される事故	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者から預かったメガネを誤って壊してしまった。 ・利用者から一時的に預かった現金を盗まれてしまった。
支援事業損害補償	居宅介護支援業務、介護予防支援業務、相談支援業務等支援業務のミスに起因して発生した身体障害・財物損壊を伴わない純粋経済損失	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランの作成ミスにより、本来、利用者が受けられるサービスを受けられなかったために、利用者が被った経済的損害について損害賠償請求を受けた。
人格権侵害補償	<p>偶然な事故に起因して、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）である福祉事業者または福祉事業者以外の者が行った次に掲げる不当な行為</p> <p>(a) 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損</p> <p>(b) 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの管理ミスにより利用者が閉じ込められ、精神的ショックを受けたことに対する補償を求められた。

2. 保険金をお支払いする主な場合 ③

この保険では、福祉事業者が当社の同意を得て支出した次の費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償種類	内容
被害者治療費等	<p>「施設補償・業務遂行補償・生産物補償・仕事の結果補償」で損害の原因と規定される事由に起因して、他人に身体障害を与え、事故の日から1年以内に負担し当社が認めた次のいずれかに該当する費用。ただし、その被害者が180日以内に入院・重度後遺障害・死亡に至った場合に限り、</p> <p>(注) 法律上の損害賠償責任を負担するか否かを問わずお支払いの対象となりますが、損害賠償責任を負担した場合には、既にお支払いとなった本保険金は損害賠償金に充当されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 被害者が入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用 b. 被害者が重度後遺障害を被った（被るおそれのある場合を含みます。）場合において、その原因となった身体障害の治療に要した費用 c. 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用 d. 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用（社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由となされる給付を除きます。）
初期対応費用	<p>「施設補償・業務遂行補償・生産物補償・仕事の結果補償」で損害の原因と規定される事由に起因して、被保険者が現実に支出した費用（通常要する費用に限り、）であって損害の防止軽減または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた次のいずれかの費用。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 事故現場の保存に要する費用 b. 事故現場の取片付けに要する費用 c. 事故状況または原因を調査するために要した費用 d. 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用 e. 「生産物補償・仕事の結果補償」に規定する損害が発生した場合において、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用
訴訟対応費用	<p>争訟費用が保険金として支払われる場合に、日本国内の裁判所に提起された訴訟に関連して支出した費用（通常要する費用に限り、）であって、被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた次のいずれかの費用。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用 b. 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 c. 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用等は含みません。

3. お支払いする保険金

お支払いする保険金は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

保険金の種類	内容
損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて被害者に対して支払う治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（被害者の応急手当等）に要した費用
協力費用	当社が発生した事故の解決に当たる場合、当社へ協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
被害者治療費等 初期対応費用 訴訟対応費用	6ページ記載の「被害者治療費等」「初期対応費用」「訴訟対応費用」のとおりです。

※特約に別の規定がある場合を除き、「損害賠償金」「損害防止費用」「権利保全行使費用」「緊急措置費用」の保険金については、それぞれの規定により計算した損害額から保険証券記載の免責金額を控除した額をお支払いします（注）。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。なお、「損害防止費用」および「緊急措置費用」を除き、事前に当社の同意が必要となりますので、支出を行う前に必ず当社までお問い合わせください。

（注）支援事業補償には免責金額は適用されません。

※被保険者が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません

4. お支払いする保険金の支払限度額・免責金額

補償種類	免責金額	支払限度額		
		1名限度額	1事故限度額	保険証券総支払限度額
施設損害補償	※	—	ご設定いただいた 1事故限度額が 適用されます。	ご設定いただいた 1事故限度額と 同額の保険期間中 限度額が適用 されます。
業務遂行損害補償	※	—		
生産物損害補償	※	—		
仕事の結果損害補償	※	—		
支援事業損害補償	なし	—		
受託財物損害補償	※	—	100万円	
人格権侵害補償	なし	100万円	1,000万円	
被害者治療費等 補償	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者が死亡した場合： 50万円 ・被害者が重度後遺障害を 被った場合：50万円 ・被害者が入院した場合： 10万円 	1,000万円	
初期対応費用補償	なし	—	1,000万円	
訴訟対応費用補償	なし	—	1,000万円	

※設定いただいた免責金額が適用されます。

5. 保険金をお支払いしない主な場合 ①

(1) 全補償共通

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）または騒擾（そうじょう）、労働争議に起因する損害賠償責任
- ⑥ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- ⑦ 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑧ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- ⑨ 被保険者が次の事由（実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合も含みます。）に起因して賠償責任を負担することによって被る損害
 - (a) 石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵）の人体への摂取もしくは吸引
 - (b) 石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
 - (c) 石綿等の飛散または拡散

等

(2) 施設損害補償・業務遂行損害補償

- ① 施設の新築・修理・改造・取壊し等の工事に起因する損害
- ② 航空機の所有、使用または管理に起因する損害
- ③ パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理に起因する損害
- ④ 自動車（原動機付自転車を含みます。ただし、販売等を目的として展示を行っている自動車は除きます。その自動車が走行している間はこの限りではありません。）の所有、使用または管理に起因する損害
- ⑤ 施設外における船舶・車両（自転車・身体障害者用いす・歩行補助車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- ⑥ 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害
- ⑦ 石油物質が施設から海、河川、湖沼、運河（公共水域）へ流出したことに起因して、被保険者が次の各号の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - (a) 水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任
 - (b) 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任
- ⑧ 石油物質が保険証券記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染しまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。）

等

5. 保険金をお支払いしない主な場合 ②

- ⑨ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
- (a) 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
- (b) はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- (c) 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

等

(3) 生産物・仕事の結果損害補償

- ① 生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体（生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の損壊を含みます。）に対する損害（その生産物の使用不能または修補に起因する賠償責任を含みます。）
- ② 仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体（仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。）に対する損害（その仕事の目的物の使用不能または修補に起因する賠償責任を含みます。）
- ③ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、売買もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害

- ④ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害
- ⑤ 保険期間前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故
- ⑥ 事故が発生しまたは発生が予想される場合には、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について、回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）を講じる必要があり、被保険者が正当な理由なく回収措置を怠った場合の、以後発生する同一原因にもとづく損害
- ⑦ 事故が発生しまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否とを問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害
- ⑧ 生産物が成分、原材料または部品等として使用された財物（完成品）が、滅失、破損または汚損したことに起因する損害。ただし完成品の損壊に起因して、完成品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。
- ⑨ 生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次の損害
- (a) 製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物（製造品・加工品）が損壊したことに起因する損害
- (b) 製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。
- ただし、製造機械等により製造品・加工品の損壊に起因して、製造品・加工品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。

5. 保険金をお支払いしない主な場合 ③

- ⑩ 生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電氣的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。
- ⑪ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - (a) 医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産または採血、その他法令により、医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - (b) はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復。その他法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。
- ⑫ 保険の対象が医薬品、医薬品製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害
- ⑬ LPガス販売業務に起因する損害

等

(4) 支援事業損害補償

- ① 被保険者の犯罪行為（刑に処せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑に処せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。）に起因する損害
- ② 被保険者の重過失による法令違反に起因する支援事業損害
- ③ 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害
- ④ 支援事業の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為に起因する損害
- ⑤ 支援事業の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為に起因する損害
- ⑥ 法令により定められた支援事業を行う事業者としての基準を満たしていない間に被保険者が行った行為に起因する損害
- ⑦ 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行に起因する損害
- ⑧ 身体の障害（傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。）または精神的苦痛にする損害賠償請求に起因する損害
- ⑨ 誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する被保険者の行為による名誉き損または人格権侵害に対する損害賠償請求に起因する損害
- ⑩ 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に対する損害賠償請求に起因する損害
- ⑪ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求に起因する損害
- ⑫ 漁業権、営業権、鉱業権、その他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害に対する損害賠償請求に起因する損害
- ⑬ この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）において、その状況の原因となる行為によってなされた損害賠償請求に起因する損害

5. 保険金をお支払いしない主な場合 ④

- ⑭ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為によってなされた損害賠償請求に起因する損害

等

(5) 受託財物損害補償

- ① 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行いまたは加担した受託物の盗取に起因する損害
- ② 被保険者の使用人が所有しまたは私用する財物を滅失、破損もしくは汚損したことまたは紛失しまたは盗取されたことに起因する損害
- ③ 航空機、自動車、船舶（部品、付属品およびこれらに積載された財物を含みます。）または動物を滅失、破損もしくは汚損したことまたは紛失しまたは盗取されたことに起因する損害
- ④ 受託物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- ⑤ 受託物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害
- ⑥ 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に見つかった管理財物の損壊に起因する損害
- ⑦ 被保険者が行う通常の作業工程上生じた修理（点検を含みます。）もしくは加工の拙劣または仕上不良等に起因する損害

等

(6) 人格権侵害補償

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます）に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任

- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動、出版活動に起因する損害賠償責任

等

(7) 被害者治療費等補償

- ① 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意
- ② 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為
- ④ 被害者の心神喪失
- ⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

等

6. ご契約の方法

(1) 支払限度額（1事故限度額=証券総支払限度額）を設定いただきます。

「支払限度額」とは、事故が発生した場合に当社がお支払いする保険金の最高限度額です。対象となる施設や業務により適当と思われる額をお決めいただきます。

(2) 免責金額を設定いただきます。

1事故ごとの損害額から自己負担額を差し引いた額を、支払限度額を限度に保険金としてお支払いします。免責金額は、身体障害・財物損壊について同額で設定いただきます。

(3) 保険期間について

1年間となります。1年以外の保険期間をご要望される場合には、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(4) 保険の対象となる施設・業務について

当社所定の「告知事項申告書」で対象とする施設・業務を選択いただきます。

(5) 保険料について

施設・業務・規模（売上高・定員数等）、支払限度額・免責金額（自己負担額）、保険期間などによって異なります。

(6) 被保険者について

被保険者は自動的に次の①～③の者になります。ただし、次の②③に規定する者が、理学療法士または作業療法士の仕事に起因して発生した他人の身体の障害に対しては、②③に規定する者は被保険者には含みません。

① 記名被保険者である福祉事業者

② 記名被保険者の役員または使用人

（注）被保険者となるのは、記名被保険者である福祉事業者の業務に起因して法律上の損害賠償責任を負う場合に限りです。

③ 前記①②の被保険者の監督または指揮のもとに、記名被保険者の業務を行う者（ボランティアスタッフ等）

（注）被保険者となるのは、記名被保険者である福祉事業者の業務に起因して法律上の損害賠償責任を負う場合に限りです。

7. 保険料例

(1) 特別養護老人ホーム

保険対象	定員数	支払限度額 (1事故)	支払限度額 (保険期間中)	免責金額	保険料 (割増引適用前)
特別養護老人ホーム	70名	2億円	2億円	なし	約160,000円

(2) 訪問介護

保険対象	見込売上高	支払限度額 (1事故)	支払限度額 (保険期間中)	免責金額	保険料 (割増引適用前)
訪問介護	3,500万円	1億円	1億円	5,000円	約55,000円

(3) 通所介護

保険対象	見込売上高	支払限度額 (1事故)	支払限度額 (保険期間中)	免責金額	保険料 (割増引適用前)
通所介護	1,500万円	1億円	1億円	5,000円	30,000円

(注1) この保険では、最低保険料とは別に「下限保険料」を設定いたします。詳細は当社または取扱代理店までお問い合わせください。

(注2) 当社所定の「割引チェックシート」に記載していただいた内容によって、割引の適用が可能な場合があります。また、過去の事故発生状況等によっては割増が適用される場合もあります。詳細は当社または取扱代理店までお問い合わせください。

8. ご注意いただきたいこと (1)

【ご契約時にご注意いただきたいこと】

1. お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください。

(1) 商品の仕組み

賠償責任保険普通保険約款＋賠償責任保険追加特約＋福祉事業者総合賠償責任保険特約＋施設所有（管理）者特別約款＋生産物特別約款＋各種特約

(2) 補償内容

①保険金をお支払いする主な場合

4～6ページ記載の「2. 保険金をお支払いする主な場合」とおおりです。

②お支払いする保険金

7ページ記載の「3. お支払いする保険金」とおおりです。

③保険金をお支払いしない主な場合

9～12ページ記載の「5. 保険金をお支払いしない主な場合」とおおりです。

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約は次のとおりです。詳細は各特約をご確認ください。

特約の名称	特約の概要
保険料確定特約	「保険契約締結時において把握可能な最近の会計年度（1年間）における保険料算出の基礎の実績数値」に基づき算出した保険料を確定保険料とする特約です。
精算（直近月末）特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「満期日より前の直近の月末時点から過去1年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。
精算（直近会計年度末）特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「満期日より前の直近の会計年度末時点から過去1年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。

(4) 被保険者

記名被保険者（保険申込書および保険証券の記名被保険者欄に記載された方）およびその役員・従業員（記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限り、）が被保険者（保険契約により補償を受けられる方）となります。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

(5) 保険期間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(6) 引受条件（支払限度額・保険金額、免責金額の設定）

支払限度額・保険金額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまが実際にご契約いただく支払限度額・保険金額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

(7) 保険料

保険料（保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金額をいいます。）は、支払限度額、免責金額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

(8) 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約時と同時にその全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払とがあります。分割払の場合、一時払に比べて保険料が割増となります。なお、保険料が20万円以上となる場合には、割増なしで分割払とすることができます（大口分割払）。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(9) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(10) 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に亘ってお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。【ご契約後にご注意いただきたいこと】「2. (2) 解約と解約返れい金」（16ページ）をご参照ください。

2. ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください。

保険契約者、被保険者には、ご契約時に保険申込書（当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。）の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。）。保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」をご確認ください。

8. ご注意いただきたいこと (2)

【ご契約後にご注意いただきたいこと】

1. 万一の事故のときのお手続きについて

(1) 事故にあわれたときの当社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または当社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189 (無料へ)

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は、取扱代理店または当社にご相談ください。

(3) 示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめてください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

(4) 先取特権について

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2. ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください。

(1) ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知事項）

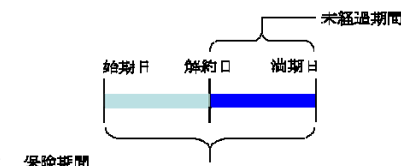
ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、あらかじめ（事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または当社にご連絡ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象に変更が生じる場合
 - 保険料算出の基礎数値に変更（増加または減少）が生じる場合
 - ご契約時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合
- また、ご契約後、次に該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。
- ご住所の変更等、保険証券に記載された事項を変更する場合
 - 特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

(2) 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申し出ください。

- 解約日から満期日までの期間に於いて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（図をご参照ください。）分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6ヶ月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。



- ご解約に伴い、保険料のお支払状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間にお支払いいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいたときには、その保険料をお支払いいただく必要があります。
- 保険契約を解約される場合、お申込みいただいた保険料が最低保険料（保険証券に最低保険料の記載がない場合には、000円）未満のときは、その差額をお支払いいただく必要があります。
(注) 本商品では、最低保険料とは別に下限保険料（支払限度額に対して確保すべき保険料）を設定いたします。引受方式が「暫定方式」の場合下限保険料の既経過期間に対応する保険料が、最低保険料を上回る場合は、最低保険料に代えてこちらを優先して適用します。

3. 保険料の精算および保険料算出のための確認資料

保険料が対象業務の売上高の見込み数値に対する割合によって定められている場合は、数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります（注）。保険料の精算の際に、保険料を算出するために必要な資料（実績数値の記載がある貴社作成資料の写しおよび当社様式による「通知書」）を当社にご提出いただきます。実績数値に基づき算出された確定保険料（最低保険料に達しないときは最低保険料）と暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算させていただきます。

(注) ご契約を解約される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

8. ご注意いただきたいこと (3)

【その他ご注意いただきたいこと】

<保険会社破綻時等の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<共同保険について>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

<その他>

- ご契約に関する個人情報、当社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページをご覧ください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは「福祉事業者総合賠償責任保険」の概要を説明したものです。補償内容は普通保険約款・特別約款および特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約等でご確認ください。

○保険契約者と被保険者が異なる場合には、保険申込書に被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

○ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。